

カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）

（認定 CFP-PCR 番号：PA-BX-02）

対象製品：清涼飲料

2013年7月12日 認定

2018年7月12日 更新

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は2020年3月31日までとする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

“清涼飲料”
Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of
“Soft Drinks”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFPプログラム)において、「清涼飲料」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「清涼飲料」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	この CFP-PCR は、乳等省令で乳製品と定義される飲料を除く酒精分 1 容量パーセント未満を含有する密封容器入り飲料、具体的には附属書 D (参考) に示した清涼飲料の 카테고리を対象とする。ただし、一般に清涼飲料と認識されている乳飲料(一部の缶コーヒー等)、乳酸菌飲料(希釈用の乳性飲料等)は対象とする。
2-2	機能	「清涼飲料」として提供され消費されるものを対象とする。
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体(中味および容器包装)、付属品 容器包装には、個装、外装を含み、単に容器ということがある。 付属品は、飲用ツール(例:ストロー)、販売促進品(例:おまけ)のうち常時添付または同梱されるものは対象とする。 ・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の CFP-PCR を引用する。 ・PA-BB 紙製容器包装(中間財) ・PA-BC プラスチック製容器包装 ・PA-BD 金属製容器包装(中間財) ・PA-BE ガラス製容器(中間財) 以上の容器包装関連 CFP-PCR 4 件をまとめて、以後「容器包装 CFP-PCR」と記述する。 ・PA-BF 野菜および果実
4	用語および定義	① 生産者...自社生産および/あるいは委託生産により、製造者および/あるいは販売者として清涼飲料にカーボンフットプリントラベルを表示する事業者。 ② 流通者...生産者から清涼飲料を仕入れ、販売サイトへの物流を行う事業者、および、物流と販売を行う事業者。いわゆるプライベートブランドの製造者および/あるいは販売者として清涼飲料にカーボンフットプリントラベルを表示する事業者を含む。自動販売機(以下、自販機)販売については生産者が行う場合もある。 ③ シーズンパック...原料農産物を旬の時期に収穫、搾汁し、そのまま容器に充填したものの。 ④ 個装...清涼飲料が充填され、最小販売単位となる容器包装。本体として、PET ボトル、金属缶、紙容器、ガラスびん等がある。構成物として、キャップ、王冠栓等の密封具、ラベル等の表示物、付属品として、ストロー等の飲用ツールがある。算定対象となる飲用ツールは原材料調達段階で個装の構成物として取り扱い、ツール本

		<p>体も材質に応じた容器包装 CFP-PCR を準用する。</p> <p>⑤ 外装...複数の個装をまとめて取り扱うための容器包装。主に生産段階、流通段階で必要とされる。段ボールケース等がある。</p> <p>⑥ 飲用後空き容器...消費者が飲み終えた後の個装と取り外された外装の総称。なお、個装、外装を問わず、また排出される段階を問わず廃棄・リサイクル段階で取り扱う。</p> <p>⑦ 容器内製...生産者が生産サイト内で自ら容器包装を製造すること。PET ボトルの場合は、インラインブロー(インラインボトルブロー成型)と呼ばれることがあり、外部調達したプリフォームを使用する場合と PET 樹脂からプリフォーム、ボトルまで一貫製造する場合がある。生産サイト内で行われるが、原材料調達段階として取り扱う。</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 (ガラスリターナブルびんはカットオフ対象としない) ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・物流拠点の照明電力、積み下ろしフォークリフト燃料の消費に係る負荷。(清涼飲料は生産者、流通者により一時的に物流拠点に保管されることが一般的であるが、事前試算評価の結果、ライフサイクル全体のGHG排出量の0.1 %未満であることが明らかのため) ・流通段階(販売プロセス)および使用・維持段階(飲用までの保管プロセス、加温飲用のための加温プロセス)の冷蔵または加温に係る負荷。(清涼飲料は一般に、冷やして、あるいはお温めて飲用される。この冷却、加温は販売プロセスで実施されることも多く、消費者はそれを購入後すぐに飲用することも多いが、購入後家庭や職場に持ち帰り実施する場合もあり、妥当なシナリオのモデル化が困難な領域である。また販売プロセス(冷蔵・加温)のGHG二次データが見当たらないため)
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)および(11-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。

6-4	二次データの品質	特に規定しない。															
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。															
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。</p>															
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 ・生産サイト、物流拠点、販売サイトが多岐にわたるなど輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。なお、容器包装 CFP-PCR の対象となるものについては、容器包装 CFP-PCR の廃棄物等の処理のシナリオを適用する。</p>															
6-8	その他	特に規定しない。															
7	原材料調達段階に適用する項目																
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 中味用原料調達プロセス このプロセスには次のようなサブプロセスが含まれる。</p> <p>a) 中味用原料の原材料調達プロセス (排出物の輸送、適正処理を含む)</p> <p>b) 中味用原料への加工プロセス (排出物の輸送、適正処理を含む)</p> <p>c) 中味用原料輸送用容器の調達プロセス (容器包装 CFP-PCR に従う。ただし取り扱う段階については附属書 A に記載する。)</p> <p>d) 中味用原料の生産段階への輸送プロセス</p> <p>② 容器包装・付属品の調達プロセス 容器包装は容器包装 CFP-PCR に従う。</p>															
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①中味用原料調達プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「原材料」 製品生産サイトへの投入量 (例示したサブプロセス a), b), c) を分割できず合算する場合)</td> <td>一次 ※1</td> <td>「原材料」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量) (例示したサブプロセス d) に相当)</td> <td>※2</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②容器包装・付属品の調達プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量</th> <th>活動量に乗じる</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「原材料」 製品生産サイトへの投入量 (例示したサブプロセス a), b), c) を分割できず合算する場合)	一次 ※1	「原材料」 製造原単位	「原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量) (例示したサブプロセス d) に相当)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「原材料」 製品生産サイトへの投入量 (例示したサブプロセス a), b), c) を分割できず合算する場合)	一次 ※1	「原材料」 製造原単位															
「原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量) (例示したサブプロセス d) に相当)	※2	「各輸送手段」 輸送原単位															
活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる															

		の区分	原単位の項目名
		一次 ※3	「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの投入量
		※2	「容器包装」 「付属品」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)
		<p>※1 国内産原料や契約栽培農産物を中味用原料として使用する場合等、一次データ収集が可能な場合は、引用 PCR 「PA-BF 野菜および果実」に従ってデータを収集する。ただし清涼飲料では野菜、果実を中味用原料という中間財として取り扱うため、必要な読み替えを行い、検証の対象とする。</p> <p>※2 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合] ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] ・輸送手段ごとの「輸送重量」</p> <p>※3 ・生産者が容器を内製する場合は、容器包装 CFP-PCR に従う。(容器包装原材料調達段階、容器包装製造段階、容器包装輸送段階および廃棄・リサイクル段階)における一次データ収集項目を収集する) ・容器にリサイクル材を調達する場合は、容器包装 CFP-PCR に従う。(リサイクルの準備段階より後のプロセスの GHG 排出量を算定する) ・リユース容器の取り扱いは、容器包装 CFP-PCR に従う。(リユースプロセスのうち、回収は原材料調達段階として、容器洗浄は生産段階として取り扱う)</p>	
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。	
7-4	シナリオ	特に規定しない。	
7-5	その他	<p>① シーズンパック用原料の中味用原料への加工プロセス(搾汁プロセス)は生産段階として取り扱う。</p> <p>② インラインブローのように容器を内製する場合は、原材料調達段階として取り扱う。また容器包装 CFP-PCR に規定されているように飲用後空き容器は廃棄・リサイクル段階として取り扱う。</p>	
8	生産段階に適用する項目		
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>① 生産プロセス (原料を中味液に加工・調製し、容器に充填するプロセス。副資材の調達プロセス、排出物の脱水、減容化等のリサイクル準備プロセスを含む。)</p> <p>② 排出物輸送・適正処理プロセス</p>	
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。	
		①生産プロセス	
		活動量の項目名	活動量の区分
			活動量に乗じる原単位の項目名

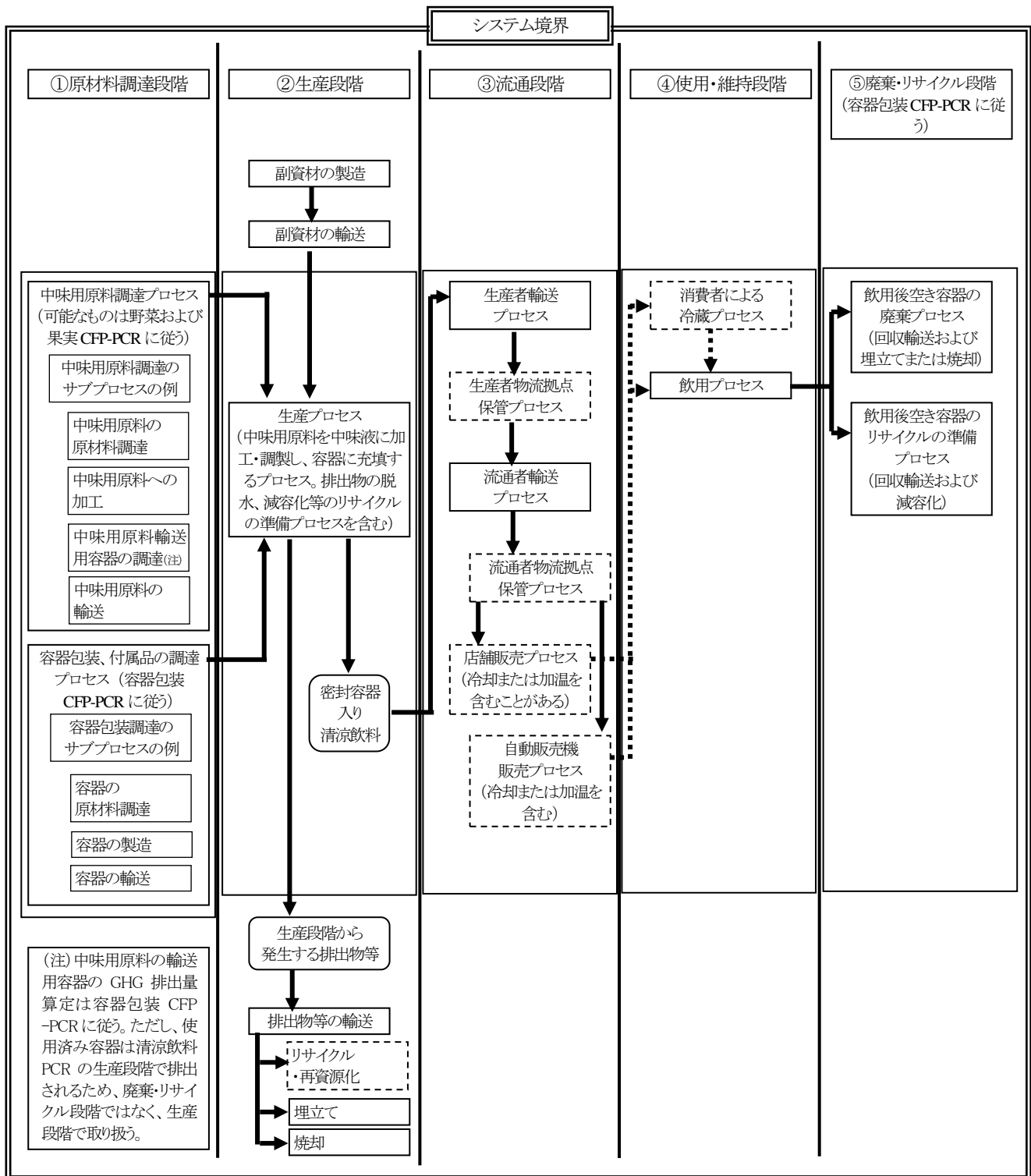
		<table border="1"> <tr> <td>「水」(上水(水道水)、工業用水) 「燃料」 「電力」 「その他のエネルギー、ユーティリティー(蒸気等)」 製品生産プロセスへの投入量 (いずれも外部調達したものを対象とする)</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 「その他のエネルギー、ユーティリティー(蒸気等)」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材」(洗浄剤、殺菌剤等) 生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材」 生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </table> <p>※1 輸送量については、7-2 に順ずる。</p> <p>②排出物輸送・適正処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道への排水</td> <td>一次</td> <td>下水道 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>リサイクル・再資源化される排出物の排出量</td> <td>一次</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>焼却される排出物の排出量 そのうち化石資源由来成分の比率</td> <td>一次 ※2</td> <td>「各化石資源由来成分」 燃焼原単位 「各輸送手段」 輸送原単位 ※3</td> </tr> <tr> <td>埋立てされる排出物の排出量 そのうち有機物成分の比率</td> <td>一次 ※2</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位 「各輸送手段」 輸送原単位 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 算定対象成分の比率はシナリオを設定してもよいが、検証の対象とする。 ※3 輸送原単位に乗ずる活動量は排出量全体とする。</p> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】 生産重量 (全生産量と当該製品生産量)</p>	「水」(上水(水道水)、工業用水) 「燃料」 「電力」 「その他のエネルギー、ユーティリティー(蒸気等)」 製品生産プロセスへの投入量 (いずれも外部調達したものを対象とする)	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「その他のエネルギー、ユーティリティー(蒸気等)」 製造と供給および使用原単位	「副資材」(洗浄剤、殺菌剤等) 生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材」 生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	下水道への排水	一次	下水道 処理原単位	リサイクル・再資源化される排出物の排出量	一次	「各輸送手段」 輸送原単位	焼却される排出物の排出量 そのうち化石資源由来成分の比率	一次 ※2	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位 「各輸送手段」 輸送原単位 ※3	埋立てされる排出物の排出量 そのうち有機物成分の比率	一次 ※2	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位 「各輸送手段」 輸送原単位 ※3
「水」(上水(水道水)、工業用水) 「燃料」 「電力」 「その他のエネルギー、ユーティリティー(蒸気等)」 製品生産プロセスへの投入量 (いずれも外部調達したものを対象とする)	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「その他のエネルギー、ユーティリティー(蒸気等)」 製造と供給および使用原単位																								
「副資材」(洗浄剤、殺菌剤等) 生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位																								
「副資材」 生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																								
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																								
下水道への排水	一次	下水道 処理原単位																								
リサイクル・再資源化される排出物の排出量	一次	「各輸送手段」 輸送原単位																								
焼却される排出物の排出量 そのうち化石資源由来成分の比率	一次 ※2	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位 「各輸送手段」 輸送原単位 ※3																								
埋立てされる排出物の排出量 そのうち有機物成分の比率	一次 ※2	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位 「各輸送手段」 輸送原単位 ※3																								
8-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>【一つの製品を複数の生産サイトで生産する場合の取り扱い】 同一製品を複数の生産サイトで生産する場合は、生産量が多い順に総生産量の 50% 以上のデータを収集することが望ましいが、困難な場合は、収集したサイトを明確にする。</p>																								
8-4	シナリオ	特に規定しない。																								
8-5	その他	特に規定しない。																								
9	流通段階に適用する項目																									
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	次のプロセスを対象とする。 ① 生産者輸送プロセス ② 流通者輸送プロセス																								
9-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。																								

		①②の輸送プロセス						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量(輸送物の容器包装を含む重量)</td> <td>一次 ※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量(輸送物の容器包装を含む重量)	一次 ※1	「輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名						
「出荷品」 輸送量(輸送物の容器包装を含む重量)	一次 ※1	「輸送手段」 輸送原単位						
		※1 輸送量については、7-2 に順ずる。						
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。						
9-4	シナリオ	特に規定しない。						
9-5	その他	特に規定しない。						
10	使用・維持管理段階に適用する項目							
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	飲用プロセス（このプロセスでの GHG 排出はない）						
10-2	データ収集項目	特に規定しない。						
10-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。						
10-4	シナリオ	特に規定しない。						
10-5	その他	【任意表示内容の規定】 「家庭用冷蔵庫で冷やした場合はoog(表示単位あたり)」という追加表示をしてもよいこととし、算定方法とシナリオは附属書Cに規定する。						
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目							
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 飲用後空き容器の廃棄プロセス（回収輸送および埋立てまたは焼却） ② 飲用後空き容器のリサイクル準備プロセス（回収輸送および減容化）						
11-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ①②飲用後空き容器の廃棄・リサイクルリサイクル準備プロセス						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「飲用後空き容器」 生産段階への投入量</td> <td>一次</td> <td>容器包装 CFP-PCR に規定される 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「飲用後空き容器」 生産段階への投入量	一次	容器包装 CFP-PCR に規定される 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名						
「飲用後空き容器」 生産段階への投入量	一次	容器包装 CFP-PCR に規定される 処理原単位						
		※1 輸送量については、7-2 に順ずる。						
11-3	一次データの収集方法および収集条件	容器包装 CFP-PCR にしたがう。						
11-4	シナリオ	特に規定しない。						
11-5	その他	特に規定しない。						
12	CFP 宣言方法							
12-1	追加情報	【製品に表示する場合の規定】 ・外装に表示する場合は、個装1本あたりを表示する。 ・可能であれば、販売プロセスが含まれていないことを表示する。 【製品以外に表示する場合の規定】 ・製品以外に、店頭販促物(POP)、パンフレット、生産者あるいは流通者のウェブサイトを開示してもよい。ただし、カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項(C-09-04)にしたがうものとし、販売プロセスが含まれていないことを明記する。						
12-2	登録情報	特に規定しない。						

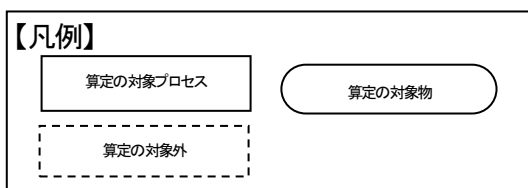
12-3	その他	特に規定しない。
------	-----	----------

附属書 A : ライフサイクルフロー図 (規定)

「清涼飲料」として提供され消費されるもの(中味、容器包装、流通販売温度、飲用温度、飲用形態用途について様々な種類と組合せがある...附属書 D に示す)



※ 全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略



附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、生産段階のサイト間輸送 (右記を適切に組み合わせること)	①輸送が陸運の場合（海外の栽培地→加工地→積出港の陸運を含む）	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	②輸送に海運が伴う場合（国内輸送、港→港）	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 内航貨物船
	③輸送に海運が伴う場合（国際間輸送、港→港）	<輸送距離> 港間の航行距離（*） <輸送手段> コンテナ船（>4,000 TEU）
生産段階の排出物輸送	①排出物輸送	<輸送距離> 50 km <輸送手段> 4 トントラック <積載率> 62 %
流通段階 (生産地が海外の場合、①、②、③、⑤、⑥はセットである) (④、⑤、⑥は国産の場合のセットである)	①生産地が海外の場合（生産サイト→生産国の港）	<輸送距離> 500 km <流通手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	②生産地が海外の場合（国際間輸送、港→港）	<輸送距離> 港間の航行距離 <輸送手段> コンテナ船（>4,000 TEU）
	③生産地が海外の場合（国内の陸運、港→物流拠点）	<輸送距離> 500 km <流通手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	④国内輸送の場合（生産サイト→生産者物流拠点）	<輸送距離> 500 km <流通手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	⑤国内輸送の場合（生産者物流拠点→流通者物流拠点）	<輸送距離> 500 km <流通手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	⑥国内輸送の場合（流通者物流拠点→店舗、自販機）	<輸送距離> 100 km <流通手段> 4 トントラック <積載率> 62 %
	⑦国内輸送の場合（④、⑤、⑥に限定されない場合）	<輸送距離> 1,000 km <流通手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
廃棄・リサイクル段階	容器包装CFP-PCRにしたがう。	

附属書 C : 使用・維持管理段階のシナリオの考え方 (参考)

家庭における清涼飲料の保管については、主として冷蔵庫における冷蔵保管が想定される。しかし、家庭での冷蔵保管は、地域特性や消費サイクルの影響を受け、多くのパターンが存在するものと想定されるため、任意算定、表示する場合は次のシナリオを適用する。

C1. 保管シナリオ

家庭用冷蔵庫の年間消費電力量を定格内容積の平均値で除算し、負荷量を定格内容積の 70%として算出し、得られた値 (0.93 kWh/年) を製品容積 1 リットル あたりの年間消費電力量とする。

冷蔵保管に使用する冷蔵庫としては、次の条件のものを選択した。

- ・冷却方式 間冷式
- ・定格内容積 401～450 リットル(平均 425 リットル)
- ・年間消費電力量 276 kWh/年 (平均値)

出典:「省エネ性能カタログ 2012 年冬」(資源エネルギー庁)

※1 製品の比重を 1 とみなし、また表示量を容積とみなしてよいこととする。

※2 製品の冷蔵庫保管期間(パーソナルユース、ホームユースの定義は附属書 E を参照)

- a) パーソナルユース... 3 日
- b) ホームユース... 7 日

出典:「2008 年ウェブアンケート調査」全国清涼飲料工業会

※3 シナリオ設定値

一次データ収集の場合を下回らないよう、5 割増の数値をシナリオ設定値とする。

- a) 製品容量 1 ml あたりの電力投入量(パーソナルユース) = 0.0115 Wh/ml
- b) 製品容量 1 ml あたりの電力投入量(ホームユース) = 0.0267 Wh/ml

附属書D：清涼飲料のカテゴリー（参考）

表1- 中味カテゴリー（全国清涼飲料工業会の統計区分を参考とした）

No.	種別	簡単な説明
1	炭酸飲料	炭酸ガスを圧入したもの
2	果実飲料等	果実を原料としたもの
3	コーヒー飲料	コーヒー豆を原料としたもの
4	茶系飲料	茶葉、穀物等を原料とし、茶類とされるもの
5	ミネラルウォーター	水のみを原料としたもの
6	豆乳類	大豆を原料としたもの
7	トマトジュース	トマトのみを原料としたもの
8	その他野菜ジュース	野菜を主たる原料としたもの
9	スポーツ・機能性飲料	水分と同時にミネラル、ビタミン等の体液、栄養、機能性成分等を摂取することを目的としたもの
10	乳性飲料	乳・乳製品を原料としたもの
11	乳性飲料(希釈用)	10のうち希釈して飲用するもの
12	その他飲料	1～10に当てはまらないもの、1～10を組み合わせたもの

表2- 容器カテゴリー

No.	種別	代表例（代表的な構成物）	補足
1	プラスチック製容器包装	PET ボトル（キャップ、ラベル）	
2	金属製容器包装	金属缶（缶蓋、ボトル缶:キャップ）	スチール製とアルミ製がある。
3	紙製容器包装	紙容器 <外装> 段ボールカートン	ショートライフとロングライフがある。
4	ガラス製容器	ガラスびん（キャップ、王冠栓）	リターナブルとワンウェイがある。

表3- 流通販売温度カテゴリー

No.	種別	簡単な説明
1	常温	温度コントロールを行わないもの
2	チルド	0℃以上10℃以下に温度コントロールするもの

表4- 飲用温度カテゴリー

No.	種別	簡単な説明
1	コールド（cold）	通常、冷やして飲用するもの…炭酸飲料、果実飲料類、スポーツ・機能性飲料、など
2	ホット（hot、加温）	温めて飲用することを前提としたもの…加温販売専用商品（スープなど）
3	ホット&コールド（H&C）	冷やす、温める、どちらの飲用も想定したもの…コーヒー飲料、茶系飲料など

表5- 飲用形態用途カテゴリー

No.	種別	簡単な説明
1	パーソナルユース	概ね 600 ml(または g) 以下の内容量で、購入後即時あるいは当日中(24 時間程度以内)に飲みきられるもの
2	ホームユース	概ね 600 ml(または g) を超える内容量で、購入後家庭等へ持ち帰り、何回かに分けてあるいは多人数で飲用されるもの

【CFP-PCR 改訂履歴】

認定 PCR 番号	公表日	改訂内容
PA-BX-02	2013 年 7 月 16 日	CFP 制度試行事業より CFP プログラムへの移行に伴うルール改定の反映および CFP-PCR 書式に対応するよう旧フォーマットから変更。 ※2015 年 2 月 10 日 軽微な誤記の修正を実施
	2018 年 7 月 12 日	更新